

## 第 6 回 第 1 農 地 部 会 議 事 録

日 時 平成 27 年 6 月 19 日 (木) 午前 10 時 00 分

場 所 津市香良洲公民館 2 階 研修室

出席部会委員 1 池田 長義 ・ 2 太田 義政 ・ 3 森 恒利 ・ 5 青木 正司  
6 赤塚 薫 ・ 9 大田 武士 ・ 10 奥山 勘五郎 ・ 13 丹羽 芳久  
14 前田 紀男 ・ 15 杉谷 正美 ・ 16 田中 茂人 ・ 20 中川 文博  
22 中林 長一 ・ 23 平井 秀次 ・ 43 後藤 勝

以上 15 名

欠席委員 7 伊藤 征一 ・ 48 前川 正次

出席部会員外委員 会長 守山 孝之

議長 第 1 農地部会長職務代理者 杉谷 正美

事務局職員 奥野事務局長・鈴木次長・竹田主査

総合支所 河芸：服部主査 美里：小林主幹 安濃：北角担当主幹  
芸濃：清水主査 香良洲：中山担当副主幹

議事録署名者 43 後藤 勝 ・ 13 丹羽 芳久

事 項

報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について  
報告第 2 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について  
報告第 3 号 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による届出について  
報告第 4 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出受理取消願について  
(所有権移転)  
報告第 5 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出について (所有権移転)  
報告第 6 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出について (賃貸借権)  
報告第 7 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出について (使用貸借)  
報告第 8 号 時効取得による所有権の移転について  
報告第 9 号 農業生産法人の定期報告について

議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について  
(農業委員会許可・所有権移転)

議案第 2 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について (農業委員会許可)

議案第 3 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について  
(農業委員会許可・所有権移転)

議案第 4 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について  
(農業委員会許可・賃貸借権)

議案第 5 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について

議案第6号 非農地証明願について

議案第7号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農地利用集積計画の決定について(別冊)

## 議 事 の 大 要

議 長 伊藤部会長の都合が悪くて、私が進行させていただきますので、ご了承お願いしたいと思います。

本日は第6回の第1農地部会、公私何かとお忙しい中、ご出席を賜りありがとうございます。

それでは、第6回第1農地部会を開催させていただきます。

本日の欠席は2名で、出席委員は15名でございます。欠席者は7番・伊藤委員と48番・前川委員でございます。

それでは、議事録署名者を私のほうから指名させていただきますので、よろしくお願ひしたいと思います。

43番・後藤委員、13番・丹羽委員、よろしくお願ひをいたします。

まず初めに、会長の専決等の報告事項に入ります。報告第1号から第9号まで、一括して事務局の報告をお願いいたします。

事 務 局 それでは、議案書の1ページをお願いいたします。

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について、でございます。

番号1から5で、合計で件数は5件、全て田で面積が10,938㎡でございます。

これらにつきましては、農地の賃貸借を、貸人、借人、双方の合意により解約したものであります。

2ページから4ページをお願いいたします。

報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出についてでございます。

番号1から7で、4ページになります。合計で件数は7件、面積は19,108㎡で、その内訳としまして、田が14,023㎡、畑が5,085㎡でございます。

これらにつきましては、相続の届出でございます。

なお、現況地目が山林になっているところにつきましては、無断転用の可能性がありますので、届出人に対して指導をしております。

5ページ、6ページをお願いいたします。

報告第3号農地法第4条第1項第7号の規定による届出についてでございます。

番号1から番号3は、共同住宅用地。番号4は集合住宅用地。番号5から6ページの番号8までは水路用地ということです。件数はこの8件で、面積は3,166.01㎡。このうち田が1,452.01㎡、畑が1,714㎡でございます。

続きまして、7ページをお願いいたします。

報告第4号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出受理取消願について（所有権移転）でございます。

番号1、平成25年7月5日に転用目的が「一般個人住宅用地」ということで受理をさせていただいた案件ですが、受人に変更が生じたということで、受理のほうは取消をさせていただきました。件数はこの1件で、面積は、田で280㎡でございます。

8ページ、9ページをお願いいたします。

報告第5号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について（所有権移転）でございます。

番号1、太陽光発電施設用地、番号2、番号3、一般個人住宅用地、番号4、資材置場用地、番号5、駐車場用地、番号6、事務所兼倉庫及び土木建設機械置場、番号7、庭用地です。

以上、件数は7件で、合計面積は10,258.51㎡、この内訳は田が9,300.51㎡、畑が958㎡でございます。

10ページをお願いいたします。

報告第6号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について（賃貸借権）でございます。

番号1は、事務所兼倉庫及び土木建設機械置場の1件で、合計面積は田で1,011㎡でございます。

11ページをお願いいたします。

報告第7号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について（使用貸借）でございます。

番号1、番号2は、いずれも一般個人住宅用地。件数はこの2件で、合計面積は813.44㎡、このうち田が555.44㎡、畑が258㎡でございます。

12ページをお願いいたします。

報告第8号 時効取得による所有権の移転についてでございます。

番号1、権利者 \_\_\_\_\_、申請地 面積、畑で19㎡、取得年月日が昭和44年9月10日でございます。

権利者は、当該土地を20年以上にわたり自己の宅地の一部として利用しており、時効取得が完成しております。なお、宅地として利用されておりますことから、転用の申請をするように届出人に対して指導をしております。

件数はこの1件でございます。

13ページをお願いいたします。

報告第9号 農業生産法人の定期報告についてでございます。

番号1、株式会社 \_\_\_\_\_、主たる耕作物は野菜、耕作面積は、畑で1.7ha。この1件で、組織形態要件、事業要件、構成員要件、業務執行役員要件の全てを満たしているものと判断されます。

報告案件につきまして、以上で説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

議長 ありがとうございます。事務局より報告があったとおりでございますので、よろしくお願いをいたします。

それでは、議案事項に入らせていただきます。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について（農業委員会許可・所有権移転）、事務局の説明をお願いいたします。

事務局

それでは、14ページをお願いいたします。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について（農業委員会許可・所有権移転）でございます。

番号1、地区 黒田、受人 \_\_\_\_\_、面積 10,840㎡、渡人 \_\_\_\_\_、面積 4,363㎡、申請地 河芸町南黒田井尻 \_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも畑、面積 161㎡です。

これにつきましては、受人は、耕作に便利であることから、渡人に要望して申請地を譲り受けるものです。

番号2、地区 棕本、受人 \_\_\_\_\_、面積 20,096.4㎡、渡人 \_\_\_\_\_、面積 2,927㎡、申請地 芸濃町棕本富家 \_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも畑、面積 2,754㎡外1筆、合計面積 2,927㎡です。

これにつきましては、受人は、労力不足のため離農する渡人から申請地を譲り受け、営農を拡大するものです。

番号3、地区 明、受人 \_\_\_\_\_、面積 9,881.87㎡、渡人 \_\_\_\_\_、面積 16,162㎡、申請地 芸濃町中縄下興 \_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも田、面積 192㎡。

これにつきましては、受人は、労力不足で営農を縮小する渡人から申請地を譲り受け、営農を拡大するものです。

番号4、地区 安濃、受人 \_\_\_\_\_、面積 20,300㎡、渡人 \_\_\_\_\_、面積 541㎡、申請地 安濃町太田大クド \_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも田、面積 274㎡。

これにつきましては、受人は、高齢化による労力不足の渡人から申請地を譲り受け、営農を拡大するものです。

以上、件数は4件で、合計面積は3,554㎡、この内訳は田が466㎡、畑が3,088㎡でございます。

いずれの案件も、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件など、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

議長

ありがとうございます。事務局の説明が終わりました。地元委員さんのご意見をお伺いいたします。

1番、黒田。

丹羽委員

13番、丹羽です。受人の近くにあり耕作が便利だということで何ら問題ないと思います。ご承認よろしくをお願いいたします。

議長

2番、棕本。

田中委員

16番、田中です。沢山農業してしまして、何ら問題がございませんので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

議長

3番、明。

私です。事務局の説明どおり、何ら問題がないと思ひます。よろしくお願ひ

いたします。  
4番、安濃。

中林委員 22番、中林。ただいまの事務局の説明どおりでございまして、許可することに異議はございません。

議長 ありがとうございます。地元委員さんからは異議のない旨の発言がございました。皆さん、いかがでしょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 ありがとうございます。それでは、異議なしと認め、議案第1号については許可することに決定いたします。  
次に、議案第2号 農地法第4条の第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可）を議題といたします。事務局、説明をお願いいたします。

事務局 それでは、議案書の15ページをお願いいたします。  
議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可）でございます。

番号1は、地区 雲出、申請者 \_\_\_\_\_、申請地 雲出伊倉津町高峯 \_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも畑、面積 341㎡です。

これにつきましては、申請地を分家の一般個人住宅用地とするものです。農地区分は、第1種農地と判断されます。

番号2、地区 大里、申請者 \_\_\_\_\_、申請地 大里山室町西川原 \_\_\_\_\_、台帳地目 畑、現況地目 宅地、面積 25㎡外3筆で合計面積 169㎡です。

これにつきましては、申請地を分家の一般個人住宅用地とするものですが、昭和56年ごろから隣接宅地と一体で利用されておりまして、始末書の提出がありますことから追認しようとするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号3、地区 高野尾、申請者 \_\_\_\_\_、申請地 高野尾町東豊久野 \_\_\_\_\_、台帳地目 畑、現況地目 宅地、面積 651㎡の内306㎡。

これにつきましては、昭和55年ごろから申請地を分家の一般個人住宅用地及び倉庫用地として利用しており、始末書の提出がありますことから追認しようとするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号4、地区 上野、申請者 \_\_\_\_\_、申請地 河芸町久知野橋爪 \_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも田で、面積 758㎡。

これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。パネル設置面積は、326.4㎡で、全体面積の43%に当たります。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号5、地区 上野、申請者 \_\_\_\_\_、申請地 河芸町西千里走り下 \_\_\_\_\_、台帳地目 田、現況地目 畑、面積 96㎡。

これにつきましては、申請地を建設が予定されておりましてコンビニエンスストアのための貸し駐車場用地とするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号6、地区 上野、申請者 \_\_\_\_\_、申請地 河芸町西千里走り

下\_\_\_\_\_、台帳地目 田、現況地目 畑、面積 418㎡外1筆、合計面積が881㎡。

これにつきましても先ほどの番号5と同様に、建設が予定されておりますコンビニエンスストアのための貸し駐車場用地とするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

以上、件数は6件、合計面積は2,551㎡、この内訳は、田が1,735㎡、畑が816㎡でございます。

いずれの案件も農地法第4条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。事務局の説明が終わりました。地元委員さんのご意見をお伺いいたします。

1番、雲出。

大田委員 9番、大田です。12日に委員、事務局と現地視察をしてみました。少し盛土がしてありましたが、工事を中止されておまして、今、事務局の説明通り、分家するのでよろしくお願い申し上げます。

議長 2番、大里。3番、高野尾。

赤塚委員 6番、赤塚です。部会長の欠席により、2番大里、3番高野尾を報告させていただきます。

2番の件につきましては、15日に北部の委員、事務局で現地確認いたしました。

現在も宅地で家が建ってまして、始末書も出ていることから問題ないということですのでよろしくお願い致します。

3番も同様に、昭和56年に倉庫を建てて、始末書も出ていることから問題ないと思いますので、よろしくお願い致します。

以上です。

議長 ありがとうございます。

4番、5番、6番、上野。

前田委員 14番、前田です。ただいまの事務局の説明どおりでございます。問題ないかと思えます。よろしくお願い致します。

議長 ありがとうございます。地元委員さんからは異議のない旨の発言がございました。皆さん、いかがでしょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 ありがとうございます。それでは、異議なしと認め、議案第2号については許可することに決定をいたします。

次に、議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可・所有権移転）を議題といたします。事務局の説明をお願いいた

します。

事務局

それでは、16ページをお願いいたします。

議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可・所有権移転）でございます。

番号1、地区 雲出、受人 \_\_\_\_\_、渡人 \_\_\_\_\_、申請地 雲出島貫町川端\_\_\_\_\_、台帳地目 畑、現況地目 雑種地、面積 146㎡外1筆で合計面積 235㎡です。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、分家の一般個人住宅用地とするものですが、昭和59年ごろ既に住宅が建築されておりまして、渡人から始末書の提出がありますことから追認しようとするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号2、地区 大里、受人 \_\_\_\_\_、渡人 \_\_\_\_\_、申請地 大里窪田町堂垣内\_\_\_\_\_、台帳地目 田、現況地目 宅地、面積 132㎡外1筆で、合計面積 152㎡。

これにつきましては、受人は渡人から申請地を譲り受け、進入路及び庭用地とするものですが、昭和42年4月ごろから、この目的で受人が既に転用しておりまして、始末書の提出がありますことから追認しようとするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号3、地区 安西、受人 有限会社\_\_\_\_\_取締役\_\_\_\_\_、渡人 \_\_\_\_\_、申請地 芸濃町小野平広垣内\_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも畑で、面積 690㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、太陽光発電施設用地とするものです。パネル設置面積は390㎡で、転用面積の56.5%に当たります。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号4、地区 高宮、受人 \_\_\_\_\_、渡人 \_\_\_\_\_、申請地 美里町五百野上之郷\_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも畑、面積 16㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、隣接住宅への進入路用地とするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号5、地区 高宮、受人 \_\_\_\_\_、渡人 \_\_\_\_\_、申請地 美里町五百野上之郷\_\_\_\_\_、台帳地目 畑、現況地目 雑種地、面積 36㎡。

これにつきましても先ほどの番号4と同様に、受人は、渡人から申請地を譲り受け、隣接住宅への進入路用地とするものです。ただ昭和20年ごろから既にこの目的で転用されておりまして、渡人のほうから始末書の提出がありますことから追認しようとするものです。農地区分は、第2種農地と判断されま

す。  
番号6、地区 草生、受人 \_\_\_\_\_、使用借人が有限会社\_\_\_\_\_代表取締役\_\_\_\_\_、渡人 \_\_\_\_\_、申請地 安濃町草生小婦化\_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも田で、面積 898㎡外3筆で、合計面積 2,247㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、資材置場用地にして使用借人に貸し付けるものです。

申請地のうち\_\_\_\_\_には既に物置が建っておりまして渡人のほうから始末書が提出されております。農地区分は、第2種農地と判断されます。

以上、件数は6件、合計面積は3,376㎡、この内訳は、田が2,399㎡、畑が977㎡でございます。

いずれの案件につきましても農地法第5条第2項各号には該当しないため、

許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

議 長 ありがとうございます。事務局の説明が終わりました。地元委員さんのご意見をお伺いいたします。

1 番、雲出。

大田委員 9 番、大田です。1 番は、1 2 日に委員、事務局で視察に行っていました。事務局の説明どおりでございます、今空き家の状態です。よろしくご審議お願いします。

議 長 2 番、大里。

赤塚委員 6 番、赤塚です。1 5 日に現地確認いたしまして、既に進入路として始末書も出ていることから、何も問題ないということですのでよろしく願いいたします。

議 長 ありがとうございます。

3 番、安西。

田中委員 1 6 番、田中です。太陽光発電施設用地ということでございますが、過去に許可され、もう既に現在稼働しておる隣接地へ増設をするということで、何ら問題はなかろうと思っておりますので、よろしく願いしたいと思っております。

議 長 4 番、5 番、高宮。

中川委員 2 0 番、中川です。事務局の説明どおり何ら問題はございませんので、よろしく願いいたします。

議 長 6 番、草生。

平井委員 2 3 番、平井です。1 5 日に現地確認を行いました。事務局の説明どおり何ら問題ございませんので、よろしく願いいたします。

議 長 ありがとうございます。地元委員さんからは異議のない旨の発言がございました。皆さん、いかがでしょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 ありがとうございます。それでは、異議なしと認め、議案第 3 号については許可することに決定をいたします。

次に、議案第 4 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について（農業委員会許可・賃貸借権）を議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事 務 局 議案書 1 7 ページから 1 8 ページをお願いいたします。

議案第 4 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について（農業委員



会許可・賃貸借権)でございます。

番号1、地区高野尾、借人 株式会社\_\_\_\_\_取締役社長\_\_\_\_\_、貸人 \_\_\_\_\_、申請地 高野尾町大谷\_\_\_\_\_、台帳地目 田、現況地目 畑、面積 438㎡。

これにつきましては、借人は、貸人と3年間の賃貸借契約を締結し、申請地を\_\_\_\_\_建設工事のための現場事務所及び駐車場用地として一時転用をするものです。農地区分は、第1種農地と判断されます。

番号2、地区 安濃、借人 株式会社\_\_\_\_\_代表取締役\_\_\_\_\_、貸人 \_\_\_\_\_、申請地 安濃町内多中豊久野\_\_\_\_\_、台帳地目 田、現況地目 畑、面積 700㎡外7筆で、合計面積 6,001㎡。

これにつきましては、借人は貸人と20年間の賃貸借契約を締結し、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。パネル設置面積は2,918㎡で、転用面積の48.62%に当たります。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号3、地区 明合、借人 \_\_\_\_\_株式会社代表取締役\_\_\_\_\_、貸人 \_\_\_\_\_、申請地 安濃町大塚垣内\_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも畑で、面積 221㎡外7筆、18ページになりますが、合計面積で761㎡です。

これにつきましては、借人は貸人と20年間の賃貸借契約を締結し、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。パネル設置面積は390㎡で、転用面積の51%に当たります。農地区分は、第2種農地と判断されます。

以上、件数は3件で、合計面積は7,200㎡、この内訳は、田が6,439㎡、畑が761㎡でございます。

いずれの案件につきましても、農地法第5条第2項各号には該当をしないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。事務局の説明が終わりました。地元委員さんのご意見をお伺いいたします。

赤塚委員 6番、赤塚です。既にご承知のとおり、高野尾町で\_\_\_\_\_を建設しますが、この度、建設業者が決まりました。\_\_\_\_\_を建設する為の現場事務所ということで、一時転用することになりましたので、どうぞよろしくお願いいたします。

議長 2番、安濃。3番、明合。

中林委員 22番、中林。2番、安濃でございますが、事務局の説明がありましたとおり、太陽光発電施設用地として転用するものであります。15日に事務局も来ていただきまして、私ども現地確認をいたしております。何ら問題はございません。

3番、明合でございますが、太陽光発電事業として20年間の貸借でございます。同じく15日に現地確認をいたしましたところ、隣地の影響も何らございませんので、許可すべきであるという判断をいたしましたので、よろしくお願いいたします。

議 長	地元委員さんからは異議のない旨の発言がございました。皆さん、いかがでしょうか。
部会委員	<一同 異議なし>
議 長	<p>ありがとうございます。それでは、異議なしと認め、議案第4号については許可することに決定をいたします。</p> <p>次に、議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可・使用貸借）についてを議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。</p>
事 務 局	<p>それでは、19ページをお願いいたします。</p> <p>議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可・使用貸借）でございます。</p> <p>番号1、地区 高野尾、借人 _____、貸人 _____、申請地 高野尾町東豊久野 _____、台帳地目・現況地目とも畑、面積651㎡のうち345㎡です。</p> <p>これにつきましては、借人は、貸人と永年の使用貸借権を設定し、申請地を分家の一般個人住宅用地とするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。</p> <p>件数はこの1件で、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。</p> <p>以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。事務局の説明が終わりました。</p> <p>それでは、地元委員さんのご意見をお伺いいたします。</p> <p>1番、高野尾。</p>
赤塚委員	6番、赤塚です。この件につきましても、15日に北部の委員、事務局と現地確認いたしまして、651㎡の内345㎡に分家住宅を建てるということで、親子関係で問題ないと思いますので、よろしくをお願いします。
議 長	ありがとうございました。地元委員さんからは異議のない旨のご発言がございました。皆さん、いかがでしょうか。
部会委員	<一同 異議なし>
議 長	<p>ありがとうございます。それでは、異議なしと認め、議案第5号については許可することに決定をいたします。</p> <p>次に、議案第6号 非農地証明についてを議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。</p>
事 務 局	<p>20ページをお願いします。</p> <p>議案第6号 非農地証明願についてでございます。</p> <p>番号1、地区 高茶屋、願出者 _____、申請地 高茶屋四丁目 _____、台帳地目 畑、現況地目 宅地、面積671㎡です。</p>

これにつきましては、建物の全部事項証明書で昭和39年1月10日に申請地に居宅が建築されていることが確認できます。このことから、申請地は農地以外の用に供され20年以上が経過している土地であり、これは、津市農業委員会非農地証明事務取扱要領第3条第1項第2号の規定に該当することから、農地ではない旨の証明をしても差し支えないものと考えます。

番号2、地区 安西、願出者 \_\_\_\_\_、申請地 芸濃町萩野大屋垣内 \_\_\_\_\_、台帳地目 畑、現況地目 宅地、面積 109㎡。

これにつきましては、固定資産課税台帳記載事項証明書で昭和43年に申請地に建物が建築されていることが確認できます。このことから、申請地は農地以外の用に供され、20年以上が経過している土地であり、これは、津市農業委員会非農地証明事務取扱要領第3条第1項第2号の規定に該当することから、農地ではない旨の証明をしても差し支えないものと考えます。

以上、件数は2件、合計面積は畑で780㎡でございます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。事務局の説明が終わりました。  
地元委員さんのご意見をお伺いをいたします。

奥山委員 10番、奥山です。現地確認したところ、事務局の説明どおりやと思いますので、どうぞよろしく申し上げます。

議長 ありがとうございます。  
2番、安西。

田中委員 16番、田中でございます。確認をしてまいりました。現在、家が建ってまして、昔でいいます屋敷畑であったであろうということでございます。地元委員といたしましては、許可してあげるのが妥当だと思いますのでよろしくお願ひいたしたいと思ひます。

議長 ありがとうございます。地元委員さんからは異議のない旨の発言がございました。皆さん、いかがでしょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 ありがとうございます。それでは、異議なしと認め、議案第6号については非農地の証明をすることに決定をいたします。

次に、別冊でお配りしました議案第7号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局 議案第7号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についてでございます。

別冊の津市農用地利用集積計画のほうをお願いします。

表紙の次のページで、農用地利用集積計画地区別集計表のほうをごらんいただきたいと思ひます。地区別に、下の合計欄で説明をさせていただきます。

津地区をごらんください。田の賃貸借、使用貸借で75,528.94㎡、

畑の賃貸借、使用貸借で5,029㎡、契約件数は22件でございます。

河芸地区につきましては、田の賃貸借で1,579㎡、契約件数は1件でございます。

安濃地区につきましては、田の賃貸借で3,174㎡、畑の使用貸借で1,755㎡、契約件数は3件でございます。

芸濃地区につきましては、田の賃貸借、使用貸借で5,051㎡、畑の使用貸借で1,845㎡、契約件数は3件でございます。

美里地区につきましては、田の賃貸借、使用貸借で1,263㎡、契約件数は2件でございます。

香良洲地区につきましては、集積はございませんでした。

以上、合計で田の集積が、賃貸借、使用貸借を合わせて86,595.94㎡、畑の集積が、賃貸借、使用貸借で8,629㎡、合計契約件数は31件、合計面積は95,224.94㎡となっております。

次に認定農業者への集積状況でございます。

地区別の認定農業者への集積は津地区が6件、安濃地区1件、合計7件で、合計面積としまして24,282.94㎡でございます。

今回提出させていただきました利用集積計画につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。説明が終わりました。皆さん、いかがでしょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 ありがとうございます。異議なしとのことでございます。議案第7号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定については適正であると認め、市長に進達することにいたします。

以上で、本部会に付議されました案件の審議は全て終了をいたしました。

以上で、第6回第1農地部会を終了いたします。

午前10時37分

上記は、第6回第1農地部会の議事を録したものである。

平成27年6月19日

議事録署名者 \_\_\_\_\_

議事録署名者 \_\_\_\_\_